

会員さんが受取った配分金及び会員業務委託料に対する所得税法の取扱いについて (令和7年分)

会員さんが受ける配分金及び会員業務委託料は、所得税法上「雑所得」とされ、センター等から受取った配分金及び会員業務委託料は、原則、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。

ただし、配分金及び会員業務委託料に対しては、租税特別措置法第27条より、**65万円**を上限として最低保障必要経費(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)が認められております。

なお、配分金及び会員業務委託料と給与所得がある場合は、給与所得控除額(**最低65万円**。ただし、収入金額を限度となります。)が受けられますが、その場合、配分金及び会員業務委託料に係る上記の最低保障必要経費(**65万円**)は**65万円**から給与所得控除額を控除した残額が最低必要経費となります。

※この家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けるには、所得税の確定申告書に所定の記載が必要となります。

詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

また、公的年金を受給している場合は、配分金及び会員業務委託料とは別に公的年金等の控除が受けられます。

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

(1) 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直しが行われたため、「合計所得金額」に応じて、次のように基礎控除額の改正が行われました(令和7年分から適用されます。)

- ・合計所得金額が132万円以下⇒95万円
- ・合計所得金額が132万円超336万円以下⇒88万円(令和9年分以後は58万円)
- ・合計所得金額が336万円超489万円以下⇒68万円(令和9年分以後は58万円)
- ・合計所得金額が489万円超655万円以下⇒63万円(令和9年分以後は58万円)
- ・合計所得金額が655万円超2,350万円以下⇒58万円

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の見直しが行われたため、給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。このため、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました(令和7年分から適用されます。)

【計算例示】

例1 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

- | | |
|-----------|--------------------|
| ① 配分金 | 23万円 |
| ② 会員業務委託料 | 40万円 |
| ③ 給与 | 18万円 (シルバー派遣による賃金) |
| ④ 公的年金等 | 130万円 |

【計算方法】

配分金、会員業務委託料及び給与に係る計算

・給与

$$\begin{array}{llll} \text{(給与)} & & \text{(給与所得控除額)} & \text{(給与収入に対する所得金額)} \\ 180,000\text{円} & - & 180,000\text{円} & = 0\text{円 (A)} \end{array}$$

(1) 配分金及び会員業務委託料

$$\begin{array}{ll} \text{(配分金 + 会員業務委託料)} & \text{(配分金及び会員業務委託料に対する最低保障必要経費)} \\ (230,000\text{円} + 400,000\text{円}) & - (650,000\text{円} - 180,000\text{円}) \\ \text{(配分金及び会員業務委託料に対する所得金額)} & \\ = 160,000\text{円} & \text{(B)} \end{array}$$

(2) 公的年金等に係る計算

$$\begin{array}{llll} \text{(公的年金等)} & \text{(公的年金等の控除額)} & \text{(公的年金等に対する所得金額)} \\ 1,300,000\text{円} & - 1,100,000\text{円} & = 200,000\text{円 (C)} \end{array}$$

(3) 所得控除及び所得税額

配分金及び会員業務委託料、給与、公的年金等に係る所得金額

$$\begin{array}{ll} \text{(A)} + \text{(B)} + \text{(C)} & = 0\text{円} + 160,000\text{円} + 200,000\text{円} = 360,000\text{円 (合計所得金額)} \\ \text{(所得金額)} & \text{(基礎控除)} \quad \text{(課税所得金額)} \\ 360,000\text{円} & - 950,000\text{円} = \text{(マイナスとなるので0円)} \end{array}$$

合計所得金額が132万円以下となるので、基礎控除950,000円となります。

この会員の場合、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を適用するので課税所得金額がなく納税額が発生しません。
なお、源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合には、所得税が還付されます。

例2 ある会員(63歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金 23万円
- ② 会員業務委託料 77万円
- ③ 公的年金等 150万円

【計算方法】

(1) 配分金及び会員業務委託料に係る計算

$$\begin{array}{l} \text{(配分金 + 会員業務委託料)} \quad \text{(配分金及び会員業務委託料に対する最低保障必要経費)} \\ (230,000\text{円} + 770,000\text{円}) - 650,000\text{円} \\ \text{(配分金及び会員業務委託料に対する所得金額)} \\ = 350,000\text{円} \quad (\text{A}) \end{array}$$

(2) 公的年金等に係る計算

$$\begin{array}{l} \text{(公的年金等)} \quad \text{(公的年金等の控除額)} \quad \text{(公的年金収入に対する所得金額)} \\ 1,500,000\text{円} - (1,500,000\text{円} \times 0.25 + 275,000\text{円}) = 850,000\text{円} \quad (\text{B}) \end{array}$$

(3) 所得控除及び所得金額

$$\begin{array}{l} \text{配分金、会員業務委託料及び公的年金等に係る所得金額} \\ (\text{A}) + (\text{B}) = 350,000\text{円} + 850,000\text{円} = 1,200,000\text{円} (\text{合計所得金額}) \\ \text{(所得金額)} \quad \text{(基礎控除)} \times \quad \text{(課税所得金額)} \\ 1,200,000\text{円} - 950,000\text{円} = 250,000\text{円} \end{array}$$

合計所得金額が132万円以下となるので、基礎控除950,000円となります。

(4) 所得税額及び復興特別所得税額

$$\begin{array}{l} \text{(課税所得金額)} \quad \text{(所得税率)} \quad \text{(所得税額)} \\ 250,000\text{円} \times 5\% = 12,500\text{円} \quad (\text{C}) \\ \text{(所得税額)} \quad \text{(復興特別所得税率)} \quad \text{(復興特別所得税額)} \\ 12,500\text{円}(\text{C}) \times 2.1\% = 200\text{円}(\text{D}) \quad (\text{百円未満切捨て}) \\ \text{(所得税額)} \quad \text{(復興特別所得税額)} \quad \text{(納税額)} \\ 12,500\text{円}(\text{C}) + 200\text{円}(\text{D}) = 12,700\text{円} \end{array}$$

この会員の場合、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けても課税所得金額が発生するため所得税及び復興特別所得税を12,700円納める必要があります。

例3 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金 20万円
- ② 会員業務委託料 63万円(実際に要した経費 30万円)
- ③ 給与 60万円(シルバー派遣による賃金)
- ④ 公的年金等 200万円

【計算方法】

配分金、会員業務委託料及び給与に係る計算

・給与

$$\begin{array}{rcl} \text{(給与)} & \text{(給与所得控除額)} & \text{(給与に対する所得金額)} \\ 600,000\text{円} & - & 600,000\text{円} = 0\text{円} \end{array}$$

所得金額調整控除額

公的年金等(下記(2))の所得金額(上限10万円)-100,000円+(給与所得金額<100,000円 → 0円)

$$\begin{array}{rcl} \text{したがって、(給与に対する所得金額)} & \text{(所得金額調整控除額)} & \\ 0\text{円} & - & 0\text{円} = 0\text{円(A)} \end{array}$$

(1) 配分金及び会員業務委託料

$$\begin{array}{rcl} \text{(配分金)} & \text{(会員業務委託料)} & \text{(実際に要した経費)} \times \text{(配分金等に対する所得金額)} \\ 200,000\text{円} & + & 630,000\text{円} - 300,000\text{円} = 530,000\text{円(B)} \end{array}$$

※配分金及び会員業務委託料に対する最低保障必要経費は650,000円から給与所得控除額600,000円を差し引いた金額50,000円となり、実際に要した経費300,000円の方が多いので、実際に要した経費300,000円が配分金及び会員業務委託料の必要経費となります。

(2) 公的年金等に係る計算

$$\begin{array}{rcl} \text{(公的年金等)} & \text{(公的年金等の控除額)} & \text{(公的年金等に対する所得金額)} \\ 2,000,000\text{円} & - & 1,100,000\text{円} = 900,000\text{円(C)} \end{array}$$

(3) 所得控除及び所得税額

配分金、会員業務委託料、給与、公的年金等に係る所得金額

$$(A) + (B) + (C) = 0\text{円} + 530,000\text{円} + 900,000\text{円} = 1,430,000\text{円(合計所得金額)}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{(所得金額)} & \text{(基礎控除)} \times & \text{(課税所得金額)} \\ 1,430,000\text{円} & - & 880,000\text{円} = 550,000\text{円(D)} \end{array}$$

合計所得金額が132万円超336万円以下となるので、基礎控除880,000円となります。

(4) 所得税額及び復興特別所得税額

$$\begin{array}{rcl} \text{(課税所得金額)} & \text{(所得税率)} & \text{(所得税額)} \\ 550,000\text{円(D)} & \times & 5\% = 27,500\text{円(E)} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{(所得税額)} & \text{(復興特別所得税率)} & \text{(復興特別所得税額)} \\ 27,500\text{円(F)} & \times & 2.1\% = 500\text{円(G)} \text{(百円未満切捨て)} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{(所得税額)} & \text{(復興特別所得税額)} & \text{(納税額)} \\ 27,500\text{円(G)} & + & 500\text{円(H)} = 28,000\text{円} \end{array}$$

(なお、確定申告については最寄りの税務署にお尋ねください。)

(注)平成23年分から年金所得者(年金収入400万円以下、かつ、他の所得20万円以下)の申告不要制度が設けられました。

公的年金等に係る確定申告不要制度

平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

(注1) この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

(注2) 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(注3) 平成27年分以後は、源泉徴収の対象とされない下記※に該当する公的年金等を受給している方は、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用はできません。

※ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で「国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金」に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

(国税庁 タックスアンサー No.1600 より)